



資料 2

基幹型臨床研修病院の指定継続可否について

令和6年12月19日

医療整備・人材課人材確保グループ

医療法人尽誠会 山近記念総合病院の 基幹型臨床研修病院の指定継続可否について

県への業務移管について

- 令和2年度より臨床研修に関する一部事務が国から移管されたことに伴い、臨床研修病院が指定基準に適合しているか確認する必要がある場合に実施する調査（以下、「実地調査」という。）について、実施主体が都道府県に移譲された（参考1）。
- 取扱いについては、令和6年3月29日付けで厚生労働省医政局医事課長より発出された「臨床研修病院の実地調査実施要綱（参考2）」に基づき実施することが定められている。

概要と経緯

- 基幹型臨床研修病院として指定されている「医療法人尽誠会 山近記念総合病院」について、**連続で入院患者数が3,000人を下回っており**、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行通知」第2の5（1）エ及び「臨床研修病院の実地調査実施要綱」2のⅡ（1）に該当することから、同第2の17（2）に基づき、**基幹型臨床研修病院としての指定継続を判断するため、県の非常勤医師同行のもと実地調査を行った。**
- 調査の結果、改善が必要と認められた事項を指摘し、改善報告書を提出させるとともに、医師法第十六条の二の6に基づき、**医療対策協議会で指定継続の可否について協議を行う。**

【参考】 医師法第十六条の二

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

(略)

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適當であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

(略)

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(略)

【参考】 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

5 臨床研修病院の指定の基準

(1)

工 臨床研修を行うために必要な症例があること。

(ア) (略)

入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

17 臨床研修病院に対する報告の徴収等

(略)

(2) 都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法16条の2第3項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、**実地に調査することができること。**

実地調査について

- 調査対象
 - ・ **医療法人尽誠会 山近記念総合病院**
(小田原市小八幡 3 - 19 - 14)
- 実施日時
 - ・ **令和 6 年 10 月 29 日 (木)**
- 調査担当者
 - ・ 保健人材担当課長代理
 - ・ 県非常勤医師
 - ・ 事務担当員 2 名

※ 技術的助言を得るために、関東信越厚生局職員にも同行いただいた

実地調査について

○ 調査事項

- ・ 「臨床研修病院の実地調査実施要綱 6. 調査項目、評価基準等」による。

(1) 臨床研修病院の指導管理体制に関する事項

⇒ 臨床研修プログラム責任者へのインタビュー及び各種資料により、プログラム内容を精査することで判定

(2) 研修医の基本的診療能力に関する事項

⇒ 臨床研修医へのアンケート（経験症例数等）及びインタビューにより判定

(3) 臨床研修病院の指定基準への外形的な適合状況について

⇒ 年次報告等の事前提出書類や、院内視察により判定

実地調査について

○ 調査結果判定

- ・ 調査結果の判定は、「医師臨床研修実地調査 調査結果個票①」の各項目について、「○：適切」「△：概ね適切」「×：不適切」の3段階の調査を行う
- ・ 各項目の評価をもとに、「医師臨床研修実地調査 調査結果個票②」において4段階の評価を行い最終的な判定とする。

A : すべての項目が「適切」であるもの

B : A、B-及びC以外のもの

B- : 評価項目の全てについて、「適切」又は「概ね適切」と評価され、そのうち過半数が「概ね適切」とされるもの

C : 評価項目の一部について、「不適切とされるもの」

実地調査結果について

○ 調査結果

全体評価：B ⇒ 指定継続相当の評価

※評価の詳細は別紙 1, 2 参照

- 特に実地調査の該当事項である入院患者数の減少に伴う適切な症例数の確保については、**研修医へのインタビューを行った結果、確保できていると判定された。**
- また、改善が必要と認められた事項について、病院から改善報告書の提出があり、**研修環境改善に向けた努力が認められる**（別紙 4 参照）。

以上のことから山近記念総合病院の指定を継続することとしたい